

告 示

埼玉県告示第三十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年一月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―一九―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県越谷市大字長島字下十一番一 外三十五筆、大字西新井字外谷千三百六十一番一 外三十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千二百十・二二三立方メートル